〈**専任研究**〉
「民主政権下の国際人権規約留保撤回について」

# 民主党政権下での
# 国際人権規約・高等教育無償化条項留保撤回について

角　岡　賢　一

## 1．はじめに

2009年８月30日に行われた第45回衆議院議員総選挙により、戦後初めてと言える本格的政権交代が実現した。しかし三年四箇月後の2012年12月、第46回総選挙では民主党は当選議員が前回選挙の二割以下になるという大敗を喫した。民主党政権はこの間、約三年三箇月政権を担ったわけである。2012年総選挙の結果は、民主党に対する有権者の厳しい評価を反映しているものであろう[1)]。しかしながら三年余りの民主党政権下で実現した国際人権規約の高等教育漸進的無償化留保撤回は、高等学校の授業料不徴収（無料化）と並んで大いに評価すべき実績である[2)]。高等教育の漸進的無償化については、2012年２月に民主党の武正公一衆議院議員が予算委員会で質問し、玄葉光一郎外務大臣（当時）の「留保撤回に向けて、事務方に指示を出した」旨の答弁を引き出した。続いて同年９月に、日本政府から国際連合に対して留保を撤回する通告がなされた。これによって、1979年の批准から実に33年間に及んだ国際人権規約の中等および高等教育漸進的無償化条項の留保撤回が実現したのである。

この小論は、三年三箇月間の民主党政権において国際人権規約の中等・高等教育漸進的無償化条項に対する留保が撤回された経緯を辿ることによって、民主党の教育政策について検証する。この間、鳩山由紀夫－菅直人－野田佳彦と三人の首相が政権を担った。政権が交代してから留保撤回を国際連合に通報するまで、ちょうど三年かかっている。民主党は留保撤回について、周到に用意してきた様子が窺える。

他方で、留保を続けた背景についても検証を試みる。国際人権（社会権）規約は1966年に採択され、日本政府は1979年に批准した。この際に、中等・高等教育の漸進的無償化、労働者に対する休日報酬の支払い、ストライキ権の保障について留保し、「警察職員」には消防職員も加えるという独自の解釈をしたのであった。中等・高等教育の漸進的無償化条項留保から撤回までに33年を要した計算になる。この間、ほぼ一貫して自由民主党が政権を担っていた。例外期間は、1993年８月９日から翌年４月28日の細川護熙内閣（第79代）と続く羽田孜内閣の同年６月30日までの一年足らずのみである。つまり留保期間は、ほぼ一貫して自民党の下で政権が運営されてきたと考えられる。従って、中等・高等教育を無償化するという考えには自民党が反対してきたと言える。

1980年代に、英国のサッチャー政権や米国のレーガン政権と軌を同じくするように中曽根政権も新自由主義的な「小さな政府」政策を打ち出した。1975年に成立した私学振興助成法による私立大学への経常費補助は、成立当初から五年で私大経常費に占める補助率が約三割にまで達した。予算総額が大幅に増額され、大学経常費に占める比率も順調に伸びていた。しかしながら、1980年代に入ると同時に総予算額も頭打ちになった。これは中曽根政権成立に伴う政策転換によるもので、

私大経常費補助予算の抑制はそれ以来三十年に及ぶ。予算総額が抑制される中で、大学は新設されて学生数は増えた。このことによって、一大学当たり・学生一人当たりの公財政支出は低下の一途を辿った。

日本政府が留保し続けた国際人権規約の中等・高等教育漸進的無償化条項を撤回することは、教育関係者にとって悲願であった。特に高等教育に関しては初等・中等教育に比べても公財政負担の比率が低いので、理念として「漸進的無償化」を標榜することは重要であると考えてきた。国庫助成に関する全国私立大学教授会連合（以下では「教授会連合」と称する）は早くからこの問題に取り組んでいた。『誰もがお金の心配なく大学で学べるように』と題された小冊子は、この「留保撤回問題」に焦点を絞って発行されたものである。上述の衆議院予算委員会での外務大臣方針表明と、その後実際に国連に通告がなされたことを受けて冊子は昨年（2012年）6月に改訂された[3]が、初版発行は一年前の2011年6月であった。初版では、社会的、経済的および文化的権利に関する国際規約（一般に「社会権規約」と称されている）加盟160箇国のうち、最後まで中等・高等教育無償化条項を留保していたのが日本とマダガスカルだけであったこと、高等教育に占める公的支出の比率が小さいことなどを資料等を挙げて具体的に紹介している。

経済協力開発機構（OECD）が編集した『図表でみる教育』に挙げられている諸指標を参照すると明らかであるが、日本の高等教育において公財政支出が占める比率は極めて低い。角岡（2011）で指摘したように、これが日本において社会的・経済的格差が拡大しつつある大きな要因の一つであり、また結果でもある。つまり高学費であるために高等教育への進学を断念することによって次世代の低所得化が進むとすれば、格差の拡大再生産に繋がるのである。

この小論では、上述のような長い期間に及ぶ日本の高等教育政策変遷を詳細に辿ることはできない。しかしながら民主党政権による留保撤回に焦点を当てて、その意義を評価しようとする試みである。

## 2．民主党政権成立から留保撤回までの経緯

この節では、民主党政権が成立してから留保撤回が実現するまでの経緯を時間軸に沿って並べてみる。以下に、簡単にその経緯を掲げる。肩書き等は全て当時のもので、留保撤回問題に特に関連の深い項目は太字で示す。

⑴　2009年

7月21日　自由民主党麻生内閣により衆議院解散
8月18日　衆議院議員議員総選挙を公示
8月30日　第45回衆議院議員総選挙投票と開票、民主党が308議席を獲得して衆議院第一党となる
9月16日　国会で首班指名、民主党の鳩山由紀夫代表が第93代総理大臣に
12月　**外務省が国際人権規約に関する第三回日本政府報告を提出。「政権交代はした」という但し書き付きながら、「留保撤回はしない」と明言。**

2010年

1月29日　**鳩山首相、施政方針演説で「留保撤回を具体的な目標として検討を進める」と表明**
4月　**高等学校授業料不徴収（無償化）が始まる**
6月4日　鳩山首相が内閣総辞職
6月8日　菅直人民主党代表が第94代内閣総理大臣に就任
7月11日　第22回参議院議員通常選挙。民主党は改選数54議席に対して当選は44議席に留まった
9月17日　第一次菅改造内閣が発足

2011年

1月14日　第二次菅改造内閣が発足
3月11日　東日本大震災
4月　統一地方選挙
8月30日　菅内閣総辞職、野田佳彦民主党代表を第95代内閣総理大臣に選

出

2012年

2月9日　**衆議院予算委員会で、民主党の武正公一議員が留保撤回問題について質問、玄葉光一郎外務大臣は「留保撤回に向けて事務方に指示を出している」と答弁**

2月21日　**衆議院予算委員会で、共産党の宮本岳志議員が留保撤回について質問、玄葉光一郎外務大臣は「一度留保を撤回すれば、再度留保ということにはならない」と答弁**

9月11日　**留保撤回を閣議決定、国際連合に通告**

11月16日　野田内閣により、衆議院を解散

12月4日　第46回衆議院総選挙を公示

12月16日　投開票、自由民主党が改選第一党に

12月26日　野田内閣総辞職、民主党政権終焉

このように鳩山首相の施政方針演説における方針表明から閣議決定まで二年八箇月という期間を要したのは、民主党内においても多少の紆余曲折があったものかと想像される。しかし関係議員の粘り強い働きかけによって最終的に留保撤回が実現したことは、大いに評価すべきである。

留保撤回に至る伏線は、2009年暮れに出された国際人権規約に関する第三回日本政府報告であったと言えよう。この報告は本来は2006年六月末日を期限として指定されており、この期限に遅れること三年半の提出であった。政権交代から三箇月では、政府報告の内容を精査して書き直す時間的余裕はなかったのであろう。留保に関しては、三十年間続けてきた考え方（奨学金や授業料減免によって学生への経済的支援を担保している、進学せずに働いている層からの税金で進学者を支援するのは「不公平」という「受益者負担論」）を繰り返すことに終始した。時間が切迫した中での報告書提出は、ある意味で「見切り発車」であったと言えよう。

しかし、それから僅か一箇月で流れが変わった。鳩山由紀夫首相が施政方針演説において、留保撤回という方針を表明したのである。それからの二年八箇月は、「本当に留保撤回が実現するのか」と関係者が懸念する期間であった。ともあれ、民主党に政権がある間に留保撤回が実現したことは大きな意義がある。筆者の印象では、自民党で特に「新自由主義」の考え方を持つ人たちには、「高等教育学費は自己負担で」という主張をしがちであるように思える。これは上述した「受益者負担論」に近い考え方であると言えよう。つまり、「大卒で就職すれば高卒よりも高額の生涯賃金を得る可能性が大きいのであるから、高学費も受忍すべきである」と。このような受益者負担論は、国際的な観点からは極めて特殊な考え方のように思われる。

他方で財務省に代表される官庁は国家財政逼迫の折から、どのような費目であっても予算を増やす事には強い抵抗を示す。特に私学助成については、「定員割れを起こしている学校法人が多い中で、経常費補助によって税金を投入することは納税者の理解を得られない」という名目で私大助成予算を削減することに躍起である。これも非常に視野の狭い考え方であるが、この小論ではこれに反論する紙幅はない。教授会連合の小冊子『誰もがお金の心配なく大学で学べるように』に若干の言及があるので、そちらを参照されたい。

次節から民主党政権の前後で、各政党・省庁・学生支援機構や私立学校振興共済事業団などが国際人権規約留保についてどのように考えていたのかについて、教授会連合が行った要請行動の記録などを通して資料化しておく。第五節では、留保撤回に直接に関わった審議が行われた衆議院予算委員会の議事録を転載する。これら資料についての論評は、最終節で行う。

## 3．自民党政権下での高等教育政策

この節では、自民党政権下で行った教授会連合の要請行動を検証する。教授会連合では例年、十二月上旬に各省庁や政党、私学振興・共済事業団、日本学生支援機構等に対して翌年度予算等につい

て質問文書を事前に送り、当日に回答を得た上で懇談するという運動に取り組んできた。以下では、2007年と2008年の分を挙げる。いずれも、筆者が要請行動に参加して記録を取ったものである。

### 3.1.　2007年暮れ、事業団と文科大臣要請

「2008年度『私立大学など経常費補助金』の大幅増額に関する要請及び質問書」を事前送付の上、以下のような要請行動を行った。

・日本私立学校振興・共済事業団に対して
2007年12月７日、午前十時から一時間

基本的に質問書の項目に沿って私立学校振興・共済事業団から回答がなされた。その後、自由に質疑応答がなされた。

教授会連合：　財政支出、授業料、私学助成などの位置づけやあり方について
事業団：　学生が減少し、経営困難に陥ったからとういことで、自動的に助成するというのは問題である。経営努力をしている大学に対しては特別枠で助成する方針である。文部科学省は、私学助成の増額を要求したが、教育再生会議などで助成額が決まってしまった。12月の予算原案内示の前に決まった。
教授会連合：　一般補助の「私学振興助成法」と国会付帯決議による大幅増額に関して
事業団：　同感であるが、残念ながら、日本私立学校振興・共済事業団には予算請求権がない。
教授会連合：　奨学金制度拡充、教育減税措置実施、国際人権規約「高等教育の漸進的無償化」条項「保留」撤回について。
事業団：　同事業団には、直接関係がない。個人的には、そのようになればいいと思っている。
教授会連合：　高等教育費の国内総生産（GDP）比 0.5% を諸外国平均値 1.3% に
事業団：　高等教育費が減少しているのは事実。市場の原理が働いている。しかし、地方の私立大学がなくなったら、優秀派人材が育たなくなる。日本には、江戸時代から地方の私塾が優秀な人材を育ててきたという伝統がある。事業団は、要望は提出できる。私立大学の四割が定員割れしているという事実があることから考えても、高等教育費は必要。けれども、定員割れしている大学の定員枠が適正化についても検討すべき。

この後、主としてゾーン化をめぐって自由な質疑応答がなされた。

２．文部科学省に対して
同日、十一時半より
文部科学省：渡海紀三朗文部科学大臣、西村利信（高等教育局私学部私学助成課）、越政樹（高等教育局私学部私学行政課）、中澤恵太（高等教育局学生支援課）、樋口祐介（高等教育局私学部私学助成課）

渡海紀三朗文部科学大臣に面会し、口頭にて要請の全体について質疑応答を交わした後、高等教育局の行政官に対して要請行動を行った。

質問項目１、質問項目2に関しての回答：　要請文書には「経常費補助における一般補助を抑え、特別補助への配分偏重」とあるが、2008年度は一般補助58億円の増額、特別補助は12億円の増加という概算要求。一般補助の増加の中心は中教審の答申にある FD の義務化にある。特別補助は、九月入学対策、定員割れにあてられる。
質問項目３に関しての回答：　教育の機会均等のための日本学生支援機構奨学金の拡充という方針はこれからも変わらない。無利子が基本であるが、有利子奨学金は、伸ばしやすい。対応額を学生が競ってするため学生のニーズに答えることができるという側面をもつ。国立大学に奨学金割り当てが多くなるのは、予約採用の学生が国立に流れることが多いことに起因している。貸与奨学金なら、次世代につないでゆくことができる。給付制にすると、対象人数が少なくなる。
質問項目４に関しての回答：　私学教育費のための減税というのは、税負担の公平性の観点から問題がある。
質問項目５に関しての回答：渡海文部科学大臣も言ったように、わが国はまじめなので、安請け合いしない。
質問項目６に関しての回答：　国により条件が異

なるので単純に比較できないが、先進国と比較して、最大限確保したい。

この後、自由な質疑応答を行った。

教授会連合：　学力低下して、教育を何とかしなければという国民的合意がある。2007年度文部科学省方針は、小中学教育の充実に重点を置いているが、高等教育も充実しなければならないのではないか。

高等教育局：　新聞によるバイアスが大きい。高等教育にも配慮している。

教授会連合：　国際人権規約「高等教育の漸進的無償化」条項の保留の理由を財政問題とまじめだからとしているが、それを国際的に表明したことがあるのか。

高等教育局：　議事録を見てみないと分からない。

教授会連合：　議事録には、保留しているのは財政的問題だという記録はない。

高等教育局：　確認して検討する。

教授会連合：　今後どのように発言してゆくのか。ドイツは一部のみ有料。連邦政府は無料。イギリスもやっている。

高等教育局：　留保を撤回して、無償化できないとしたらよくない。

教授会連合：　148カ国のなかで、財政的に困難な国でも努力している。

教授会連合：　理念の問題である。

教授会連合：　大臣はすぐ変わる。大臣がなんとしようと、ここは、文部科学省の若い皆さんたち、行政官僚にがんばって欲しい。

教授会連合：　私たちは応援団だ。授業料は安いほうがいい、学力は低下してきている、一人ひとりの力が重要であるということに関しては、国民のコンセンサスはできている。

### 3.2.　2008年暮れの要請行動

要請先：私学振興・共済事業団

質問書を要請先に事前送付の上、以下のような要請行動を行った。

2008年12月５日　午前十時から同十一時十七分まで

共済事業団出席者：助成部補助金課長ほか二名

基本的に質問書の項目に沿って日本私立大学振興・共済事業団から回答がなされた。その後、自由に質疑応答がなされた。以下に、質疑応答の概略を報告する。

• 財政支出、授業料、私学助成などの位置づけやあり方について

――教授会連合より

ここ数年、四年制大学への進学率は41～42%で、頭打ちである。これには、私立大学の高学費が影響しているものと考えられる。例えば、薬学部・看護学部などは年間授業料が200～250万円にも達する。しかしながら、医学部においても私立大学が学生の37%程度を教育している。

小学校で少人数教育が行われているところは効果が上がっている。私立大学は、人気が集中する大学と定員割れを起こしている大学で二極分化である。学生が減っている大学は結果として少人数教育になっている。同時に教員の持ち齣が増える。少人数教育を目指すために、専任教員一人当たりの学生数に数値目標を設けてはどうだろうか。

私学の経営基盤がしっかりしていると、教育もしっかりできる。しかし学生が増えてくると教育がしにくい。これを両立させるためには、国が経営の基盤を支えることが望ましい。

――事業団の回答

事業団から文部科学省には、助成金を増額するよう要求している。2006年から始まった経常費補助1%削減は、同年の「骨太方針」に沿ったものだった。今年、削減幅に更に2%上乗せしようというのは「政策の棚卸し」である。文部科学省は、このような財政状況の中で私学助成を守ろうとしている。

経常費補助率は全国平均で11.1%であるが、法人によっては四割に達する場合がある。特別補助はいろいろとメニューがありすぎてわかりにくいという批判を耳にするが、各大学において今あるものを有機的に関連させて申請に結びつけるという手もある。教員と事務方が連携すれば知恵が出てくるであろう。特別補助のメニュー化やゾーン化は各大学の特色を出すための手段である。事業

団は、COE や GP というような競争的資金と距離を置いている。

――教授会連合からの質問
昨年度の要請行動において、政府予算原案提示後の大臣折衝がなくなるという話しを聞いた。12月20日に政府原案が発表されると、その通りになって一般助成経常費補助が30億円削減されていた。特別補助のメニュー化やゾーン化について今年度予算で、なにか目新しい動きは？

――事業団の回答
私学助成に占める特別補助の比率は、私大助成全体の 35.5% にまで達した。昨年は六つのメニューで特別補助を割り振った。今年はそれに、次の三項目が加わる。

- 「学士力強化」という質の保証
- 地域活性化
- 留学生30万人を目指す国際化

個別の項目では、会計基準変更に伴って情報化機器のレンタル経費を資産計上するようになるなどで追加がある見込みである。

――教授会連合からの質問
「学士力強化、質の保証」というのは、中教審答申と連動しているのではないのか。これは半期で試験を除いて十五回授業を実施している大学に補助を厚くしようという意図があるのではないか。従来の私学助成は、法人に対する機関補助であった。学費負担者に対して直接還元する方が効果が上がるのではないか。また、私学助成や文部科学行政を取り巻く大きな状況について教えていただきたい。

――事業団の回答
半期十五回授業と補助金の関連については、事業団は把握していない。
機関補助としては昨年、授業料減免についての特別補助20億円をメニューに加えた。学費負担者に対して減税措置などで直接還元する制度については、事業団は何も言う立場にはない。
経常費補助は、学生納付金に対する教育研究経費によって補助率が決まる。1980年代以降、私学助成予算全体を維持するために特別補助に比重を移して来たのは事実である。しかし今年は逆で、特別補助を削って一般助成を維持しようとしている。財務省が私学助成を目の敵にして、各種審議会において息の掛かった委員を焚き付けている。

## 4．民主党政権下での要請行動

この節では2009年秋の政権交代を受けて以降の要請行動等について資料化する。同年暮れの要請行動は民主党陳情要請対策本部に対して行われたが、記録が残っていない。翌2010年暮れの民主党に対する要請と、翌月の自民党議員との懇談を掲載する。自民党は民主党政権下では野党で、「影の内閣」を編成していた。

### 4.1.　2010年暮れの要請行動
2010年12月３日（金）
１．民主党
午前９時より15分間、国会議事堂内で要請
応対：民主党陳情要請対応本部　副本部長（副幹事長）　川越孝洋　衆議院議員

予算編成時期でもあるので、主として予算について質問した。党側からの回答は小学校三十五人学級や高校授業料不徴収（無償化）についての話題から切り出された。この辺りから察するに、民主党には高等教育についてまだ方針が確立していないような印象を受けた。全体的には「昨年衆議院選挙時のマニフェストを後退させない」という抽象的な発言を引き出すのが精一杯であった。
また留保撤回問題については「副幹事長という立場もあるので、軽々にお答えはできない」という回答を得たのみであった。
要請時間が15分と限定されたので、機会を捉えて繰り返して話し合いの場を持つことが重要であろう。

２．私学振興・共済事業団

午前10時より25分間、千代田区富士見の同事業団で要請

経常費補助金全般について質問した。民主党による「政策コンテスト」で、基盤的経費がＢ判定、授業料減免事業に対する特別補助がＣ判定になったこと、最終的に予算は首相が配分決定することなど情報交換を行った。しかし予算編成の方法が従来から大きく変更されたため、見当がつかずに当惑しているという点は教授会連合も事業団も同様である。また今年度、私大経常費補助が前年比四億円増になったのは二千六年「骨太の方針」以来続いた逓減に歯止めがかかったこと、その分は地方の中小規模私大に振り向けられたことなども確認した。

定員の五割を切る大学に対する補助金削減に対して、経営改善に向けた特別補助など手段を講じることは可能か質した。事業団からの回答は「定員の半分を満たせないような大学に対して補助金を出すことに対して国民の理解が得られない」という旨、従来と同様の趣旨であった。

３．日本学生支援機構

午前11時より20分間、新宿区市谷の同機構で要請内容

まず教授会連合から提出した要請・質問に対して、機構から以下のような回答があった。

「無利子奨学金の重要性については、よく認識している。奨学生の数で私立と国立に差があるという指摘であるが、次のような理由がある。奨学生を決定する際、五割は申請数に応じて、二割は過去三年間の実績によって、残り三割は延滞率で案分している。この結果が国立大学に奨学生が多いという実態になっている。意図的にしているのではない。

給付型奨学金は、元九州大学総長である梶山理事長が国大協の大会の場においても提唱している。

奨学金返還滞納者の情報を信用調査機関へ提供することについては、懲戒的とは考えていない。返還が滞っても、直ちに延滞と分類するわけではない」

個人情報問題については今年になって報道された制度であり、一般社会の関心も高い。教授会連合としても、機構と話し合いを持つ機会を捉えて制度改善を訴えていきたい。

### 4.2.　自民党議員との懇談報告

１．日時　2011年１月12日　午後一時より約一時間

２．場所　千代田区永田町　自由民主党本部　五階ブロック第四会議室

３．自民党側出席者　松野博一　衆院議員　党教育・文化・スポーツ関係団体委員長

下村博文　衆院議員　「影の内閣」文部科学大臣

馳　浩　　衆院議員　文教委員会筆頭理事

• 懇談の概要

• 松野議員・・・　私学振興助成法は、自民党が作りました。しかしそれ以来私大経常費の補助率は下がり続け、私大と国立大の間に格差が開きました。教育費については、国際水準に比較しても増やさねばならないと考えています。恒久財源としては、消費税 1% を目的税化して教育費に充てることを検討しています。消費税 1% によって約二兆五千億円の財源ができます。

• 下村議員・・・我が党では、給付型奨学金の創設を検討しています。高等教育は日本を活性化すると考えています。財政・税制面で高等教育を振興するのは国家戦略です。自民党は民主党の文教政策に対案を提示しています。

• 教授会連合・・・私立大学経常費補助は私学振興助成法という法律によって予算が計上されます。対して国立大学法人には、そのような法律に基づく措置がありません。私たちは、国立大学法人を減らして私大に増やすという考えは持っていません。しかし、私学助成が平均 11%、運営費交付金が平均 50% という現状は問題であり、法律にうたわれている私学助成の 50% の早期達成は当然です。

• 松野議員・・・私立大学への補助を増やすとしても、「国立大学法人への予算を減らすべき」と

いう議論にはなりません。

• 下村議員・・・初等・中等教育を含めた教育費全体の予算を OECD（経済協力開発機構）平均である 5% に底上げするには、七兆円の財源が必要です。この財源を確保するためには、行財政改革では限度があります。教育に対する公的支出を増やすという合意形成が必要です。1975年に私学振興助成法が成立してから約35年間で、助成の対象となる私立大学の数が増えてきました。自民党政権から細川政権に移行した折りに、助成率がぐっと下がっています。

• 松野議員・・・　大学で入学金を徴収するというのは、日本と韓国しかありません。教育を国がどう支えるのかという問題提示を、教授会連合から社会に向けてしていただければ、と思います。特に「教育に目的税化して消費税増税」ということを見識ある教授会連合から社会に向けて広く訴えかけて頂ければ効果があると思います。

• 教授会連合・・・　国際人権規約の高等教育漸進的無償化条項に日本政府が留保していることについて、どのようにお考えでしょうか。

• 下村議員・・・　我々は、留保を撤回したからには「十年後に完全無償化するようにプログラム」という考え方をしています。従って、その見通しが立たない限りは軽々に留保を撤回すべきでないと考えます。無償化に向けて政策を実現させるためには、消費税引き上げ分の全額を教育に還元するというような具体的な提言をせねばならないでしょう。

高等教育における私立大学の比重が高いことは評価しています。

• 松野議員・・・　自民党では、平均所得が平均の半分以下という世帯を対象に学費を無償化する案を昨年検討していました。また高校生・大学生・大学院生を対象に、予算規模一千億円で給付型奨学金を創設する案も補正予算向けに党内で議論しました。しかし党内では結論を一本化するまでには至りませんでした。消費税 1% の目的税化も平場では議論していません。

• 教授会連合・・・　「高校卒よりも大学卒の方が生涯賃金が増えるのだから、大学の高額費を負担するのは当然。高卒で働いて税金を払っている中から、大学へ補助金を出すというのは税負担の公平を欠く」という「受益者負担論」について、どうお考えですか。

• 下村議員・・・　豊かさは教育によって付加価値となると思います。

• 馳議員・・・　「学ぶ意欲のない学生が大量に大学に入学している」という指摘が党内にあります。

### 4.3.　2011年暮れ　事業団への要請行動

私学振興・共済事業団
2011年12月 9 日（金）午前 9 時より30分間、千代田区富士見の同事業団で要請
応対：助成部補助金課　課長、同課　課長補佐
内容
一．今年度経常費補助について
　一般補助と特別補助の組み替えについて説明を受けた。2011年度予算では、それまでの特別補助に計上されていた697億円を一般補助に組み込んだことにより、新たな一般補助は2812億円で過去最大額になった。これによって私学助成に占める一般助成の比率は、前年の 65.8% から 87.6% に増加した。一般補助の単価増額や加算は、TA や RA など教育研究補助者・障碍者・情報通信技術・地方中小規模大学に対する学生経費を対象として盛り込まれた。「新たな一般補助」枠には、成長分野で雇用に結びつく人材育成など六項目が設定された。この時期から年度末にかけて各大学から申請が出てきており、事務処理に取りかかる。

二．震災対応について
　被災者への授業料減免措置は、今年の第三次補正予算で私立大学生対象に実施された。被災学生を対象として授業料減免を行う事業に対して、三

分の二を補助する。来年度予算では、復旧・復興対策47億円を含んで96億円を計上している。福島第一原発二十キロメートル以内に大学等高等教育機関はないが、震災の影響によって推薦入試の受験生が四割減少するなど影響が出ている。被災三県には手厚い支援を行う。

三．来年度予算

文部科学省は来年度予算は3,300億円を概算要求している。この他に75億円が復旧・復興対策が別枠である。今年度当初予算額が3,209億円だったので、復旧・復興対策を除けば91億円増での概算要求である。内訳は、要求が3145億円と要望が155億円である。両方を合わせて満額が実現すれば2.8％増であるが、国の財政が厳しい中では増額は難しいと認識している。今年の当初予算額3209億円が一つの目安になるだろう。本音を言えば、この額が維持できれば良しとせねばならないであろう。事業団は予算を執行する機関であるから、予算策定については注視しているとしか言えない。

## 5．国会議事録

第三節と第四節においては、筆者が参加して記録した要請行動に関してであった。この小論が眼目とした国際人権規約の留保撤回を巡る日本政府の動きを検証する資料として、以下に衆議院予算委員会の議事録を転載する。外務大臣の「留保撤回を事務方に指示した」という答弁を引き出した２月９日と、留保撤回の方針を確認し給付型奨学金が文部科学省の概算要求に盛り込まれたことなどにも言及した２月21日の審議である。

• 武正公一　民主党議員による質問　2012年２月９日　衆議院予算委員会

○武正委員　　それでは、そのマニフェストの一つで、先ほどからも、鈴木委員も取り上げました高校授業料無償化について伺いたいと思います。

この高校授業料無償化につきましては、私ども民主党は野党時代から、OECD の三十カ国の中で日本が文教関係の予算が一番少ないというような指摘の中で、特に高校あるいは大学、ここの予算の拡充を求めてきたわけでございます。

高校授業料無償化については新年度予算で三年目を迎えることになりますし、大学生の奨学金などの拡充も、新年度予算では千二百六十七億円、二十六億円増、事業費ベースでいいますと一兆一千二百六十三億円ということで四百八十二億円の増、対象者も六万七千人、大学生の無利子、有利子含めた奨学金の対象者がふえることになります。

そういった意味では、国際人権規約の高等教育無償化条項の留保、これを撤回するタイミングに来ているのではないのかというふうに考えるわけであります。正確に言いますと、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約Ａ規約、この中での、中等教育と高等教育についての漸進的な導入の努力を図るということについて、百六十カ国締約国が、これについてはやりましょうということで、それぞれの国で批准なり署名なり取り組んでいる中で、唯一日本とマダガスカルだけが留保をしているということでございます。

以前ルワンダもその一カ国でありましたが、たしか二年前でしょうか、ルワンダは留保を撤回したということでありまして、やはりもう留保の撤回のタイミングにあるのではないかというふうに思いますが、外務大臣、御所見を伺います。

○玄葉国務大臣　この間、武正委員はこの問題に大変熱心に取り組んできていただいている、このことにまず敬意を表したいというふうに思います。

今おっしゃったように、基本的人権の国際法上の条約ということで、いわゆる社会権規約と自由権規約とある。今、高校の実質無償化というものが始まって三年目になってきた。したがって、この問題との関係について精査をしてきています。また、大学教育も、今経済的な負担軽減策というものをふやしておりますから、その関係について精査をしてきました。

結論は、今、武正委員がおっしゃったように、留保については撤回するという方向で調整するように事務方に今般指示をしたところでございます。

○武正委員　高校授業料の無償化についてはさまざま御議論があることは承知をしておりますが、

こうした国際条約でやはり高校授業料の無償化、さらに大学の奨学金の拡充などが求められているということは、ぜひ、これは与党、野党、そういう垣根を越えて、あるいはしっかりと認識をしていく必要があるのではないかというふうに思いますし、ぜひ政府には、日本、マダガスカル、唯一二カ国だけの留保を一日も早く撤回していただけるよう御努力をお願いしたいと思います。

• 宮本岳志　共産党議員による質問　2012年２月21日　衆議院予算委員会

○宮本委員

先日来、当委員会でも、やっと実現した高校授業料無償化問題をめぐって議論が交わされました。高校無償化は、一層の前進が求められこそすれ、これをあたかもばらまきのように言って歳出を削減するような見直しをすることは絶対に許されない。そのことをはっきり申し上げた上で質問に入りたいと思います。

二月九日の当委員会で、我が国がいまだに留保している国際人権Ａ規約第十三条の二項（ｂ）（ｃ）、つまり中等教育及び高等教育の漸進的無償化条項について、玄葉外務大臣は、その留保を撤回する方向で調整するように事務方に今般指示をしたと答弁されました。これは非常に大事な決断だと思うんですね。指示はいつされたのか、国連にはいつ留保撤回の意思をお伝えになるのか、具体的に御答弁ください。

○玄葉国務大臣　ただいまの御質問ですが、国連の人権宣言に基づいて自由権規約そして社会権規約というものができて、七九年に批准をしているということですが、おっしゃるとおり、日本の場合は、この間、武正委員にも申し上げましたけれども、マダガスカルと日本だけが留保をしていたということでございます。

いつ指示をしたのかということでありますが、まさに、率直に申し上げれば、最近です。つまり、私も、状況を事務方から聞いて、そういうことであれば留保を撤回したらどうかという判断をして、指示をした。そして、この間、宮本委員も何回かこの問題で留保を撤回すべきだというふうに指摘をしていただいておられたということに対しても、敬意を表したいというふうに思います。

まさに先般のことでございますので、国連への通告については、具体的な期日について現時点で申し上げるのはまだ困難なんですけれども、所要の準備が整い次第、これは速やかに行いたいというふうに考えているところでございます。

○宮本委員　撤回をすべきだ、そういう決断に至った理由というのはどのようなことでございましょうか。

○玄葉国務大臣　これは、まず一つは、高校の授業料の無償化というのがやはり大きな弾みになったことは事実でございます。これが一つある。もう一つは、やはり大学生に対する奨学金の予算などが拡充傾向にあるということからして、そろそろこれは撤回の判断をすべきではないか、そう判断をしたところでございます。

○宮本委員　留保撤回ということになりましたら、私は、漸進的な無償教育の導入ということが国際公約になると思うんですね。ですから、これは撤回したらの話ですけれども、そうなった場合には、少なくとも無償化教育の漸進的導入はやりませんというようなことを世界に向かって口にはできなくなる、私はそう思いますが、外務大臣、それでよろしいですね。

○玄葉国務大臣　はい。これはやはり、留保を撤回するということは、無償教育の漸進的な導入ということに向けて努力をしていくということだと思うんです。一旦撤回したら、取り消すなどということは基本的にはできないというふうに私は考えています。

○宮本委員　無償教育の導入をやりませんとは言えない国際的責任が生じる、こういうことだと思うんです。

では、それをいかに進めていくかということなんですね。高校無償化からの逆行などということ

はもう論外でありますけれども、特に、私、不十分だと思うのは、高等教育、大学生及び院生の現状だと思います。

資料をきょうはおつけいたしました。見てください。この資料は、私が国会図書館に依頼して作成してもらったものでありますけれども、OECD加盟三十カ国の大学授業料及び奨学金の調査結果であります。多数の国では授業料は大学に至るまで無償、ほとんどの国で奨学金は返済の必要のない給付制というのが世界の流れになっております。

文部科学省にお伺いしますけれども、OECD三十カ国の中で、大学授業料の無償化もされておらず、かつ給付制奨学金もない、そういう国は日本以外にあるでしょうか。

○板東政府参考人　お答え申し上げます。

OECDの最新の調査報告書によりますと、データが整備をされている、確認をされている国におきましては、委員の御指摘のように、授業料が無償化されているか、あるいは給付型の奨学金があるということでございます。

ただ、我が国の場合には授業料の減免制度というのがございますので、一概に国の経済的な支援について比較しにくいというところはあるかと存じます。

以上でございます。

○宮本委員　授業料の減免制度は昔からあるんですよ。それがもし無償化に当たるんだったら、今までなぜ撤回しなかったんですか。

○板東政府参考人　御指摘のように、授業料の減免制度は昔からあるわけでございますけれども、無償化の漸進に向けまして授業料減免自体も拡充してきておりますし、いろいろな経済的支援の充実につきましては拡充をしているという状況でございます。

○宮本委員　いろいろ言い逃れしても、それはこの表にはっきり出ているんですよ。日本以外に、授業料が無償化されておらず給付制奨学金もないという国は一つもないです。日本だけがバツ、バツと、皆さんの目の前に資料で出しているとおりであります。

それで、OECD三十カ国で見るとそういう状況でありますけれども、特に二枚目を見ていただければ歴然とするんですけれども、オランダの七二％を先頭に、給付制奨学金を受給している学生の割合も、それこそ過半数の学生が受けているわけですね。オランダ、アメリカ合衆国、それぞれ、これは授業料無償ではありません、有償でありますが、七割、六割以上の学生が給付制の奨学金を受けている。スウェーデン、ノルウェー、フィンランドに至っては、授業料が無償であって、なお給付制の奨学金を半数以上が受けているという状況なんです。

文部科学省は、ついに今年度、二〇一二年度の予算の概算要求では、返済の必要のない給付制奨学金を要求したわけです。これは、今日の経済情勢のもとで、借金となる貸与制の奨学金のみでは、やはり修学が困難な若者が存在する、教育の機会均等をなかなか保障できない、そういう認識を示したものだと受けとめてよろしいですね、大臣。

○平野（博）国務大臣　今回の部分につきましては、やはり、意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することのないように経済的支援の充実を図る、こういうことが必要であるというのが文科省の認識でございます。

そのような認識のもとに、大変財政的に厳しい状況でありますけれども、経済的困窮者の修学を支援すべき、こういう考え方のもとに、概算要求時には給付型の奨学金を要求した、こういう事実はございます。

○宮本委員　そうなんですよ。しかし、今回の予算案では給付制奨学金は削られました。給付制奨学金でなければ教育の機会均等を保障できない、こういう状況が広がっているときにこれを見送ったということは、こういう学生を見捨てるということになるんじゃありませんか。

これは財務大臣に聞きますけれども、なぜこの給付制奨学金を見送ったのか。財務大臣、お答えいただけますか。

○安住国務大臣　確かに、大臣折衝を行いました。だけれども、結果としては、これは、独法の日本学生支援機構の奨学金について、低所得世帯の学生等を対象に、所得連動返済型の無利子奨学金制度を導入することにした、それは二・五万人ふやして三十八・三万人となっております。

それで、先生の言っていることについて少し反論をさせていただいてよろしいですか。

これは、就職をして、その学生さんが多額の収入を得る人になったとした場合、それは返済をしてもらった方がよかろうというふうにも一つ考えたわけであります。それで、それは結果的には、それで返していただいたお金がまたさらに幅広い学生への貸与にも回るというのも一つの考え方ではないかなということで、私どもとしては、現時点での合意は至らなかったということです。

○宮本委員　今の学生の厳しい状況を本当にわかっているんですか。大学生が有利子奨学金の最高額である月額十万円を四年間借りれば四百八十万円の借金となり、利子を含めると総額六百五十万円もの返済が必要になるんです。大学を卒業して社会人となったその初日に既に六百五十万円もの借金を背負わせている、そんな国はないですよ。

大丈夫です、大卒者は一〇〇％正規社員で就職させております、やがて必ず返せます、そう言えるような状況ですか。大学生の就職内定率は七一・九％、七割そこそこ。それも、これ全てが正規ではないですよ。だからこそ、返済のことを考えるととても借りられない、返済が不安で奨学金をやめた、こういう事例が続出しているんです。

文部科学大臣、あなた方も、そういう現状があるからこそ給付制でということで概算要求したんじゃないですか。

○平野（博）国務大臣　基本的にはそういう考え方のもとに要求したわけであります。しかしながら、折衝の中でだめだという結論になって、それで手をこまねいているわけでありません。

したがいまして、先ほど財務大臣が申し上げましたように、所得連動型の返済方式の無利子の奨学金制度を創設して、一歩前進、二歩前進として対応している、こういうことでございます。

○宮本委員　所得連動返済型奨学金、これは、もちろんないよりはましであります。しかし、これは給付型奨学金のかわりにはならないんです。

イギリスでは、もともと全てが給付制奨学金でありました。それを、実は一九九〇年度に貸与制奨学金を導入し、一九九八年度からは、給付制奨学金を廃止して、今回あなた方が導入しようとしている所得連動返還型貸与制奨学金だけにしてしまったんですね。

文科省に事実関係を聞きますけれども、今日でもイギリスは、給付制奨学金はなく、所得連動型だけになっておりますか。

○板東政府参考人　お答え申し上げます。

二〇〇四年度の入学者から、ちょっと違う制度には変わっておりますけれども、低所得者の学生の生活費の支援に重点を置きました給付型の奨学金制度を復活させている。それまでは、先ほど御指摘ございました一九九八年までの間につきましては、授業料と生活費とに対する給付型でございますけれども、二〇〇四年度からは、生活費の方に対してという給付型の奨学金制度が復活しているということでございます。

○宮本委員　一旦やめたけれども、所得連動返済型の奨学金では低所得者層、貧困層の進学機会が保障されないということになって、二〇〇四年に改めて給付制奨学金が復活をしたと。私の資料にも出ているように、今、六二％の学生が給付型奨学金を受けているんです。あなた方文科省の方が調べた調査報告でも、はっきりそのことが出ております。

このイギリスの経験が示しているのは、所得連動返済型奨学金というものは給付型奨学金のかわりにはならないという事実なんですよ。

被災地宮城の学生からは、知り合いの学生が、津波で実家が全壊し、一年休学して学費と生活費をためている。被災した学生が安心して学業に打ち込めるように、給付制奨学金を実現してほしい、給付型なら返済を気にせず安心して学業に専念で

きるという痛切な訴えも私のところへ届いております。

深刻な状況は被災地だけではありません。親と離れて児童養護施設で暮らしている子供は、現在、全国に三万人おります。児童養護施設は十八歳までですから、高校を卒業したら退所しなければなりません。大学に進学すれば、たちまち学費も家賃も生活費も全て自力で何とかしなければなりません。大学進学率は一三％、一般の進学率と比べて四分の一という現状なんですね。

教育基本法第四条一項は、経済的地位による教育上の差別を禁じ、第三項で、経済的理由による修学困難者に対する国、地方公共団体の奨学義務というものが定められております。このような、子供や若者に奨学金と名づけて金を貸して、多くは利子まで背負わせる。これで本当に救われると、文部科学大臣、お思いになりますか。

○平野（博）国務大臣　議員御指摘のとおり、そういう意味では、文部科学省としては、何としても、経済的に困窮することによって学べる機会、こういうことは失わないように努力をしなきゃならない、こういうことでございますし、今回の予算につきましては、まずはそういうところについて一歩二歩前進をさせる、これが一つの一里塚だ、こういうことでありますし、これから、大変厳しい財務大臣でありますが、今後そういう、実現に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

○宮本委員　二言目には財政的な制約というふうにおっしゃるわけですよ。

では、聞きますけれども、予算概算要求に盛り込んだ給付制奨学金の中身ですけれども、高校生に対する給付型奨学金事業というものと、大学等修学支援奨学金事業のうち給付型奨学金の分、それぞれ概算要求の要望額は幾らでしたか。

○板東政府参考人　高校の分につきましては、百二億円ということでございます。大学の関係につきましては、百四十七億円を概算要求案に盛り込んだところでございます。

○宮本委員　高校生向けで百二億、大学生、院生向けで百四十七億、合わせてもせいぜい二百五十億円なんですね。米軍思いやり予算千八百六十七億円の七分の一ですよ。新たに買い込むF35戦闘機、三機やめればおつりが来るんです。我が党以外の党が山分けを続ける政党助成金三百二十億円を回せば、すぐにでも実現できる額なんですね。

そもそも、大学、大学院など高等教育を受けようと志す若者には無償で教育を受ける権利を保障するのが世界の常識です。それを、国立大学で初年度納入金八十二万円、私学なら平均で百三十一万円などという法外な学費を学生と家計に押しつける。

世界では、奨学金といえば返済の必要のない給付制奨学金が常識なのに、日本では、どんなに経済的に困窮していても一切給付制はなく、全てが借金。しかも、その七割以上は有利子ですよ。利子まで上乗せし、最高なら卒業時に六百五十万円もの借金を背負わせる。こんなことをやっている国が一体どこにあるか。

直ちに予算を修正して給付制奨学金を実現することを強く求めて、私の質問を終わります。

## 6．論評と結び

ここまで国際人権規約の留保撤回を巡って、教授会連合の要請行動の記録等を資料化してきた。また留保撤回を国会で議論した資料として、衆議院予算委員会の議事録を転載した。これらを通じて、自民党政権下での留保長期化と民主党政権での撤回に向けた姿勢が明らかになってきたものと考える。以下で、この点について簡単に論評を加えておきたい。

自民党政権下では、特に1980年代以降に私立大学経常費補助を抑制するという姿勢が顕著になってきた。1975年の私学振興助成法成立当初から五年ほどは、「私学助成は必要である」という主張が勢いを得て経常費補助の総額も補助率も伸びていた。しかし中曽根臨調路線と、赤字国債の恒常化と軌を同一にするかのようにこの機運が萎んでいった。1990年代は臨時定員増（臨定）で入学定員を増やした分は、全てを私立大学で賄った。そ

の時期でも、私学助成は増えていない。臨定以後も、私立大学と公立大学の新設によって大学数と定員は増加の一途を辿った。

日本経済は1990年代に入ってバブルが崩壊し、現在に至るまで「失われた二十年」と言われるような低迷に直面している。この二十年間に赤字国債は国内総生産の一．七倍に達するまでに膨れあがり、国家財政を圧迫している。結果的には、景気が悪化する度に大規模な補正予算などを編成して公共事業に国費を注入したが、景気が本格的に回復するには至らず財政赤字が積み増す一方であった。第一節でも指摘したように自民党長期政権ではこのような政策が戦後ほぼ一貫して続き、三年余りの民主党政権を経て再び自民党政権に回帰したのである。

第三節では、当時の文部科学大臣に教授会連合側が直接に要請を行った旨を記載した。そこでは内容には踏み込んでいなかったが、私大経常費補助の増額や留保撤回について大臣と懇談も行った。大臣からの回答は、「国の財政が厳しい中で私大経常費補助の増額は難しい。留保撤回もまた、諸般の事情から難しい」という消極的な内容であった。印象としては、財務省の言い分を代弁しているように感じられたものである。残念ながら、文教予算を増やして教育を充実させようという意気込みは窺えなかった。

同じく第三節で私立学校振興・共済事業団や日本学生支援機構というような外郭団体への要請行動の記録を資料化した。これら外郭団体は、政府の方針に沿って私大経常費補助や奨学金を扱っている。そこで珍しく本音が吐露されていると思われるのが、2008年暮れにおける事業団との懇談である。「財務省が私学助成を目の敵にして、各種審議会で息の掛かった委員を焚き付けている」という趣旨の発言であった。現状でも貧弱な私学助成を更に削ろうというのが、財務省の意図なのであろう。

民主党に政権が移った当初、個々の議員に要請する方式から党に陳情本部を設けてそこに一本化するという方式が採用された。勝手が違うので戸惑った面もあったが、留保撤回は実現した。2012年度予算概算要求に、文部科学省が給付型奨学金を盛り込んだのも画期的であった。要請行動などで情報収集をしていると、民主党の政務三役が中心となったという事情が浮かび上がってきた。結果的に給付型奨学金は政府予算案で実現しなかったが、それは「財務省の壁が厚かった」ということを同じく情報収集の過程で耳にした。この年に、収入が一定額に達するまでは奨学金返済が猶予されるという制度が導入された。2013年度概算要求では、その見返りとして給付型奨学金新設を盛り込むことを見送ったのだという。第五節で宮本岳志議員の質問に安住淳財務大臣が答弁しているように「奨学金を返済することは、本人にとっても教育的な意味がある」という詭弁は、要請行動で何度も耳にした。

留保撤回の手続きは、衆議院予算委員会審議から約七箇月後に取られた。手続きそのものは、留保撤回を閣議決定して国際連合に通告するだけで完結したようである。事前には、「規約の批准には国会審議が必要であるから、留保撤回についてもなんらかの国会での議論がなされるのではないか」という観測があった。しかし国会で議論された形跡はなく、そのせいか新聞等における報道もかなり後になってなされた。「国際人権規約の高等教育漸進的無償化条項を留保している」という事情そのものが元来、世間一般に認知されにくいものであった。そういった関心の低さが、留保撤回についての報道にも反映したものであろうか。

留保撤回の時期についても、衆議院議員総選挙が近づいていたという政局と関連していたのではないかと推察する。つまり「自民党が政権に復帰することを前提として、民主党政権のうちに留保を撤回してしまおう」という配慮で閣議決定と国連通告を実行したのではないかと考えている。

いずれにしても、留保撤回が実現したのは画期的な出来事であった。仮に民主党への政権交替がなく、自民党政権が続いていたとすれば留保撤回はなかったであろう。自民党議員の一部（「文教族」と言われるような議員）では、表面的に「教育が大事」と主張することもある。しかし、どういうものか「大学などの学費は家計が負担すべきもので、政府の関与はできる限り小さくする」という受益者負担論に傾いてしまうのである。これ

に財務省の財政緊縮という方針が重なると、壁は厚い。

そもそも「漸進的無償化」というのは、高学費負担を軽減する理念の表明であると筆者は考えている。現状の高学費はもはや限界に達しており、従来型の貸与制奨学金では将来の返済を考えて進学に二の足を踏むという事態を将来していると言えよう。宮本岳志議員が予算委員会で追求したように、国際水準の学費減免制度――最もわかりやすいのが給付型奨学金であろう――を求めていくことが、国際人権規約に謳われた理念の具体化である。

**注**

1）2012年総選挙では、自由民主党が定数480議席中の294議席を得るという圧勝であった。しかしながら自民党の得票数そのものは、比例代表で16,624,457票と前回総選挙時より180万票近く減らしている。得票数が減っているにも拘わらず獲得議席数が大幅に増えた原因は、主として2012年選挙での投票率が59％台と戦後最低であったこと、新しい政党が乱立して票が分散したことに求められるであろう。

2）高等学校の授業料不徴収は2010年度に始まり、2012年度当初予算では対象者362万人（見込み）に対して396,023.4百万円が計上されている。

3）初版から第二版の改訂に際しては、2012年２月の外務大臣「留保撤回を事務方に支持」という衆議院予算委員会答弁と同年９月に撤回を国連に通告したことに対する教授会連合の声明を加えた。

**参考文献**

角岡賢一（2008）「高等教育の学費と少子化傾向の相関関係について」『社会科学研究年報』第38巻、11～19ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

角岡賢一（2010）「国際人権規約・高等教育無償化条項を巡る諸国の動向」『龍谷紀要』第32巻第一号、55～75ページ。

角岡賢一（2011）「高等教育の学費と格差社会の相関関係について」『社会科学研究年報』第41巻、84～95ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

角岡賢一（2012）「高等教育学費無償化への道」細川孝（編）『日本の大学評価―歴史・現状・評価文化―』京都：晃洋書房、第八章。

国庫助成に関する全国私立大学教授会連合（編、2012）『誰もがお金の心配なく大学で学べるように』（第二版）

田中昌人（2005）『日本の高学費をどうするか』東京：新日本出版社。

東京書籍編集部（2006）『最新　世界各国要覧』東京：東京書籍。

松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹、小畑郁、徳川信治（編）（2005）『国際人権条約・宣言集』東京：東信堂。

渡部昭男（2008）「「無償教育の漸進的導入」に係る政策変容」『社会科学研究年報』第41巻、102～121ページ。京都：龍谷大学社会科学研究所。

OECD（編著）（2012）『図表でみる教育　OECD インディケータ（2012年版）』東京：明石書店。

OECD（編 著）、森 利 枝（訳）、米 澤 彰 純（解 説）（2009）『日本の大学改革　OECD高等教育政策レビュー：日本』　東京：明石書店。